

遺跡の保護にご協力を

■問い合わせ先 種市図書館 ☎ 65-3943

遺跡内での工事には事前の手続きが必要です

●埋蔵文化財は貴重な文化遺産

私たちの先祖が生活した痕跡は、土器や石器、竪穴式住居跡など地中に埋もれた状態で残っています。これらは埋蔵文化財と呼ばれ、埋蔵文化財がある場所を遺跡（埋蔵文化財包蔵地）といいます。

岩手県遺跡台帳によると、町内には現在、219箇所の遺跡が所在しています。これらは郷土の成り立ちを知るうえで、欠くことのできない貴重な文化遺産です。

●遺跡の取り扱い

【遺跡で工事を行うときはご注意ください！】

遺跡の範囲内では、文化財保護法に基づいて各種工事が規制されます。建築や土木工事などを計画している場合は、早急に町教育委員会と協議してください。

同法により、事業者は工事着手 60 日前までに計画図面などを添えて「土木工事等のための発掘に関する届出書」を提出し、発掘調査などの遺跡保護処置をとらなければなりません。

●対象となる工事の例

太陽光発電設置工事、風力発電、宅地造成などの各種土木工事、伐根を行う森林伐採、土砂採取、工場や店舗の建設等が対象です。着手前に届出が必要なため、工事計画の段階で遺跡に当たるかどうか確認してください。

●確認方法

工事計画地の地図を町教育委員会（担当：種市図書館）へ持参し、「事前協議依頼書」を提出してください。工事予定地が遺跡に該当するか確認します。

●遺跡の周囲・範囲外の場合

現在は遺跡に含まれていなくても周辺の状況から遺跡が所在する可能性があります。その場合、事前の試掘調査（費用は町が負担）や、工事の際の立ち会いを実施することがあります。

●新たに土器などを発見したら…

工事中に遺跡や遺物を発見した場合、工事を中断し、現状を変えないように注意してすぐに町教育委員会の担当まで連絡をしてください。

●遺跡の新規登録や範囲変更

遺跡ではない場所で土器などが出土した場合、新たに遺跡として登録されたり、遺跡の範囲が変更されたりすることがあります。

町内では三陸沿岸道建設に伴い、今まで知られていなかった遺跡が多数見つかかり、発掘調査では全国的に見ても貴重な発見がありました。また、最近増加している太陽光発電、風力発電工事に伴い発見される遺跡も増えています。

町民共有の貴重な財産を失わないよう、皆様のご協力をお願いします。



中央の真っ黒の線がK/Pg境界

浦幌町の上浦幌地区にある茂川流布川には、横断するように走るK/Pg境界が見られます。このK/Pg境界とは、恐竜を代表とする大型爬虫類やアンモナイトが絶滅したとされる白亜紀と古第三紀を分ける境界線で、いまから6600万年前、大きな隕石が地球に衝突した時の痕跡を示すものといわれており、この真っ黒い線は隕石衝突



「K/Pg境界」 浦幌町 だより

で起きた大火災の灰です。K/Pg境界は日本のみならず、東アジア全域でこの茂川流布川でしか見られない貴重な地層です。実はこの地層は、2年前の台風で土砂に埋まってしまっていました。北海道釧路教育大学の准教授と学生さんが巡検に來られ、人力で土砂をどけてくれたおかげで、再び境界線を観察することができるようになりました。K/Pg境界が見られる場所は北海道が管理する山林内にあり、自由な出入りが認められている場所ではありませんが、北海道と浦幌町立博物館などが連携する観察会などに参加することで、一般の方も目にする事ができます。（北海道浦幌町まちづくり政策課広報広聴係長 山口英朗）

町で働く新卒者を応援します

■申請・問い合わせ先 役場特定政策推進室（種市庁舎）☎65-2102

町は、新卒者の地元定着を促進するため、町内に住所を有し、町内事業所に引き続き6カ月以上勤務した新卒者に「町新卒者ふるさと定着奨励金」を交付します。該当すると思われる新卒者や雇用する事業主は、お気軽にお問い合わせください。

■奨励金の対象

学校等を卒業後1年未満で、町内に住所を有し、町内の同一事業所に6カ月以上雇用されている新卒者
※事業主に対する奨励金は令和元年度をもって終了しました。

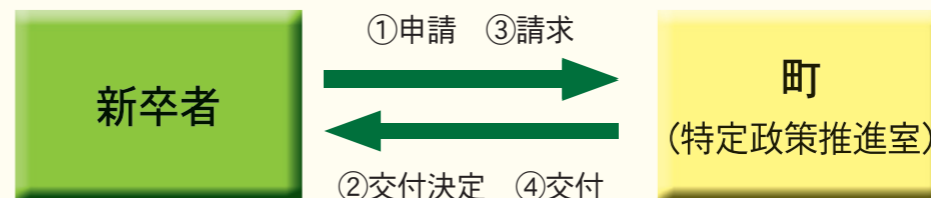
■交付金額

奨励金の額は24万円（うち2分の1は町内で使用できる商品券で交付）で、就職日から6月ごとに交付します。

■その他

新卒者の就職日の翌月末日までに事前申請書の提出が必要です。詳しい要件や手続きなどについては、問い合わせください。

■申請手続きの流れ



中小企業の退職金共済掛金を補助します

■申請・問い合わせ先 役場特定政策推進室（種市庁舎）☎65-2102

町は、勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、新たに退職金共済契約を締結した町内に事業所を有する事業主に「町中小企業退職金共済掛金補助金」を交付します。該当すると思われる事業主は、お気軽にお問い合わせください。

■補助金の対象

町内に事業所を有し、常用される従業員が50人以下で、新たに退職金共済契約を締結した事業者
※対象となる被共済者は町内事業所に勤務している人に限ります。

■交付金額

補助金の額は最初の1年に納付した掛金の2分の1の額（被共済者一人につき3万円を上限）とします。

■その他

共済契約が成立した月の翌月末日までに事前申請書の提出が必要です。詳しい要件や手続きなどについては、問い合わせください。

■申請手続きの流れ

